

6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果 漁業取締船へのリモート通信装置の整備により、新型コロナウイルスの感染拡大防止と業務の効率化を促進することで、漁業秩序の維持及び水産資源の保護が図られる。

指標名	漁業取締活動における新型コロナウイルス感染症クラスター発生数	指標の種類
	指標式	

年度別の目標値（見込まれる成果による指標）

指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度
目標a			0					0
実績b	データ等の出典							
東北	水産漁港課調べ							
全国								

把握する時期 当該年度中 03月 翌年度 月 翌々年度 月

指標名		指標の種類
指標式		成果指標 業績指標

年度別の目標値（見込まれる成果による指標）

指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度
目標a								
実績b	データ等の出典							
東北								
全国								

把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月

指標を設定することができない場合の効果の把握方法
 指標を設定することが出来ない理由

見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

事業の必要性

現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性
 現状の漁業取締業務では、被疑者との接触機会が多いことや、業務報告等の際に県庁への往来機会を設ける必要があるが、リモート通信装置を整備することにより、人との接触機会の削減や移動時間の短縮が図られ、新型コロナウイルスの感染防止と業務の効率化に繋がるため、リモート通信装置の整備は必要である。

住民ニーズに照らした事業の必要性
 ウィズコロナにおいて、漁業者による健全な漁業活動を維持しながら水産資源の保護を図るためには、新型コロナウイルスの感染拡大リスクを抑えた漁業取締活動の継続が必要である。

事業の県関与の必要性
 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの
 民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの

漁業法により、漁業取締活動は県の責務とされていることから、県以外には実施できない。

政策評価委員会意見		重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定

重点事業 その他